

# 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案要綱

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、最近における物資の流通をめぐる経済的社会的事情の変化に伴い、我が国産業の国際競争力の強化、消費者の需要の高度化及び多様化への対応並びに物資の流通に伴う環境への負荷の低減を図ること的重要性が増大していることにかんがみ、流通業務総合効率化事業について、その計画の認定、その実施に必要な関係法律の規定による許可等の特例、中小企業者が共同して行う場合における資金の調達の手当化に関する措置等について定めることにより、流通業務の総合化及び効率化の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするものであること。

(第一条関係)

### 二 定義

1 この法律において「流通業務」とは、輸送、保管、荷さばき、流通加工（物資の流通の過程における簡易な加工をいう。）その他の物資の流通に係る業務をいうものとする。

2 この法律において「流通業務総合効率化事業」とは、特定流通業務施設を中核として、輸送、保管、荷さばき及び流通加工を一体的に行うことによる流通業務の総合化を図るとともに、輸送網の集約、配送の共同化その他の輸送の合理化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業（当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。）であつて、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するものとする。

3 この法律において「特定流通業務施設」とは、流通業務施設（トラックターミナル、卸売市場、倉庫又は上屋をいう。）であつて、高速自動車国道、鉄道の貨物駅、港湾、漁港、空港その他の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に立地し、物資の仕分及び搬送の自動化等荷さばきの合理化を図るための設備、物資の受注及び発注の円滑化を図るための情報処理システム並びに流通加工の用に供する設備を有するものとする。

4 この法律における「港湾流通拠点地区」、「港湾管理者」、「倉庫業」、「第一種貨物利用運送事業」、「第二種貨物利用運送事業」、「外国人国際第二種貨物利用運送事業」、「一般貨物自動車運送事業」、「中小企業者」及び「食品生産業者等」の定義をすること。（第二条関係）

## 第二 基本方針

主務大臣は、流通業務総合効率化事業の実施に関し、基本的な方針を定め、公表するものとするこ  
と。  
(第三条関係)

## 第三 総合効率化計画の認定等

### 一 総合効率化計画の認定等

1 流通業務総合効率化事業を実施しようとする者は、総合効率化計画を作成し、その総合効率化  
計画が適当である旨の主務大臣の認定を受けることができるものとする。

2 主務大臣は総合効率化計画が基本方針に照らして適切なものであること、流通業務総合効率化  
事業の用に供する特定流通業務施設が主務省令で定める基準に適合するものであること等の要件  
に適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

3 認定総合効率化事業者は、認定総合効率化計画を変更しようとするときは、主務大臣の認定を  
受けなければならないものとする。

4 主務大臣は、認定総合効率化計画が2の要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、

その認定を取り消すことができるものとする。

(第四条及び第五条関係)

## 二 港湾流通拠点地区の指定

1 重要港湾の港湾管理者は、基本方針に基づき、臨港地区及び港湾区域内の公有水面の埋立てに係る埋立地のうち、貨物取扱量、港湾施設の整備の状況、土地利用の動向等を勘案し、特定流通業務施設の立地を促進するために適当と認められる地区を港湾流通拠点地区として指定することができるものとする。

2 港湾管理者は、港湾流通拠点地区を指定したときは、遅滞なく、当該港湾流通拠点地区の区域を公示するとともに、当該区域を国土交通大臣に通知するものとする。

(第六条関係)

## 三 特定流通業務施設の確認

1 特定流通業務施設を整備しようとする者は、当該整備しようとする特定流通業務施設の計画が主務省令で定める基準に適合するものであることについて、主務大臣の確認を受けることができるものとする。

2 主務大臣は、確認の申請があつた場合において、当該申請に係る計画が主務省令で定める基準

に適合すると認めるときは、確認をするものとする。

3 2の確認を受けた特定流通業務施設を利用して実施する総合効率化計画については、特定流通業務施設に係る要件に適合しているものとして認定を行うものとする。

(第七条関係)

#### 第四 流通業務総合効率化事業の促進

##### 一 倉庫業法の特例

1 総合効率化事業者が総合効率化計画の認定を受けたときは、倉庫業法の登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該登録若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画の変更の認定を受けたときは、倉庫業法の変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしなければならないものについては、当該変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

(第八条関係)

##### 二 貨物利用運送事業法の特例

1 総合効率化事業者が総合効率化計画の認定を受けたときは、貨物利用運送事業法の許可、登録

、認可若しくは変更登録を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可、登録、認可若しくは変更登録を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

2 認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画の変更の認定を受けたときは、貨物利用運送事業法の変更登録若しく認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該変更登録若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする。

3 組合等たる認定総合効率化事業者が、認定総合効率化事業に従って、当該組合等の構成員に限定して行う貨物利用運送事業については、利用運送約款に関する規定その他の規定は、適用しないものとする。

4 認定総合効率化事業者たる貨物利用運送事業者が認定総合効率化事業者たる他の運送事業者と認定総合効率化計画に従って運輸に関する協定を締結したときは、当該協定につき、あらかじめ届出をしたものとみなすものとする。

(第九条及び第十条関係)

### 三 貨物自動車運送事業法の特例

1 総合効率化事業者が総合効率化計画の認定を受けたときは、貨物自動車運送事業法の許可若し

くは認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該許可若しくは認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする事。

2 認定総合効率化事業者が認定総合効率化計画の変更の認定を受けたときは、貨物自動車運送事業法の認可を受け、又は届出をしなければならぬものについては、当該認可を受け、又は届出をしたものとみなすものとする事。

3 組合等たる認定総合効率化事業者が、認定総合効率化事業に従って、当該組合等の構成員に限定して行う一般貨物自動車運送事業については、運送約款に関する規定その他の規定は、適用しないものとする事。  
(第十一条関係)

#### 四 港湾法の特例

総合効率化事業者が総合効率化計画の認定を受けたときは、港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行うに当たり港湾法の規定による届出をしなければならぬものについては、当該届出をしたものとみなすものとする事。  
(第十二条関係)

#### 五 中小企業信用保険法の特例

中小企業信用保険法に規定する普通保険等の保険関係であつて、流通業務総合効率化関連保証を受けた中小企業者に係るものについて、付保限度額の別枠化等の特例を設けるものとする事。

(第十三条関係)

#### 六 中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社は、中小企業者たる認定総合効率化事業者のうち、資本の額が三億円を超える株式会社が認定総合効率化事業を実施するために必要な資金の調達を図るために発行する新株の引受け等を行うことができるものとする事。

(第十四条関係)

#### 七 食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構は、食品生産業者等たる認定総合効率化事業者が実施する認定総合効率化事業に必要な資金の借りに係る債務の保証、認定総合効率化計画に従つた特定流通業務施設の受託整備等を行うものとする事。

(第十五条関係)

#### 八 都市計画法等による処分についての配慮

国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定総合効率化事業の実施のため都市計画法その他の法



律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。 (第十六条関係)

#### 九 工場立地法による事務の実施についての配慮

国の行政機関の長又は都道府県知事は、認定総合効率化事業についての工場立地法に規定する事務の実施に当たっては、当該認定総合効率化事業の実施が環境への負荷の低減に資することにかんがみ、当該認定総合効率化事業の用に供する特定流通業務施設の整備が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。 (第十七条関係)

#### 十 資金の確保

国及び都道府県は、認定総合効率化事業に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。 (第十八条関係)

#### 十一 関係者の協力

認定総合効率化事業者の取引の相手方その他の関係者は、当該認定総合効率化事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならないものとする。 (第十九条関係)

## 十二 国及び地方公共団体の措置

国及び地方公共団体は、流通業務の総合化及び効率化を促進するため、情報の提供、人材の養成その他必要な措置を講ずるよう努めるものとし、また、国及び都道府県は、認定総合効率化事業者に対し、認定総合効率化事業の適確な実施に必要な助言及び協力を行うものとする。

(第二十条関係)

## 第五 雑則

一 報告の徴収について所要の規定を設けるものとする。

(第二十一条関係)

二 この法律における主務大臣等に関し所要の規定を設けるものとする。

(第二十二條から第二十四條まで関係)

## 第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第二十五条関係)

## 第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ものとする。

(附則第一条関係)

二 中小企業流通業務効率化促進法（平成四年法律第六十五号）は、廃止するものとする。

(附則第二条関係)

三 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第三条から第九条まで関係)